

郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた

試行的事業実施に係る事業者募集要領

【追加公募用】

令和6年4月
郡山市こども部保育課

1 事業名称

郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業業務

2 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、多様な保育促進事業の実施について（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国通知」という。）に基づき、郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（以下「本事業」という。）を実施する。

3 募集内容

以下の内容にて、本事業を実施する事業者を募集する。

(1) 事業実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

※ 事業実施期間中は事業を継続いただくことが条件となります。

(2) 募集期間

令和 6 年 4 月 30 日（火）から令和 6 年 5 月 16 日（木）

審査結果の通知は令和 6 年 5 月 24 日（金）を予定

(3) 募集予定数及び施設当たりの定員

3 施設程度を募集し、施設当たりの定員については、実施施設の保育状況を踏まえ各事業者で設定する。

(4) 実施予定場所

本市内に所在し、実施事業者が運営する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園（従前の制度適用・新制度適用を問いません。）のいずれかの施設

4 公募条件

(1) 参加資格

本市内において、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園のいずれかの施設を設置・運営し、かつ誓約書（様式 3）を提出できる事業者

(2) 事業の実施

本事業の詳細は、別紙「郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」に基づき実施するものとする。

※ 実施内容については別紙「補足資料」も併せてご確認ください。

5 補助金の交付

(1) 交付内容

「郡山市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業費補助金交付要綱」に基づき、受入れしたこども1人1時間当たり850円、障がい児の場合、こども1人1時間当たり400円を加算して、事業完了後に市が補助金を交付する。

なお、利用料を減免した場合は、その金額分についても交付する。

(2) 補助期間

補助期間は事業実施期間と同じとする。

6 事業者の選定

(1) 日程

時 期	内 容
令和6年4月30日（火）	事業者への募集開始
令和6年5月9日（木）	質問書の締め切り
令和6年5月10日（金）までに随時	質問書の回答
令和6年5月16日（木）	応募の締め切り
令和6年5月24日（金）	審査結果の通知予定日

(2) 質疑

この募集要領について質問がある場合は、質問書（様式2）を作成し提出すること。なお、質問に対する回答は、本要領に対する追加又は修正とみなす。

ア 提出書類 質問書（様式2）

イ 提出期限 令和6年5月9日（木）午後5時必着（締め切り厳守）

ウ 提出場所 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市こども部保育課保育事業支援係

エ 提出方法 電子メールにより下記アドレスに送信すること。なお、電子メール以外の方法による提出は認めない。E-mail : hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp

※ 先行公募の際に回答した内容もありますので、質問提出前に必ず確認してください。

郡山市ウェブサイト「郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業に係る事業者の募集について」のうち「7 質問回答」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/82/104988.html>

(3) 回答方法

質問者に対する回答は、令和6年5月10日(金)までに随時、電子メールで回答するとともに、随時、郡山市ウェブサイトに掲載する。

(4) 応募

本事業者募集に応募をしようとする者は、次のとおり申込書等を提出すること。

ア 提出書類

- ・応募申込書（様式1）
- ・誓約書（様式3）
- ・事業計画書（様式4）及び添付書類（1部提出）

イ 提出期限 令和6年5月16日（木）午後5時必着（締め切り厳守）

ウ 提出場所 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市こども部保育課保育事業支援係

エ 提出方法 持参またはメールにて提出すること。

(5) 審査の流れ

ア 日時 令和6年5月17日（金）から23日（木）まで（予定）

イ 審査方法 応募申込書等を提出した者のうち、参加資格を満たす事業者を対象に、申込書等の内容をもとに審査のほか、必要に応じて実地調査を実施し、本事業の実施事業者を選定する。

ウ 結果発表 審査結果は審査終了後に全ての申込者へ文書により通知する。
また、実施事業者は郡山市ウェブサイトで公表する。

7 実施事業者決定後について

(1) 事業実施の協議

実施事業者として選定された者は、別紙「郡山市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」及び公募参加申込書等の内容を基に、事業の実施に向けた協議を本市と行う。

(2) 結果の取り消し

実施事業者決定後であっても、申込内容に虚偽があった場合、又は申込内容が公募条件を満たさないことが明らかとなった場合は、審査結果を取り消すことがある。

8 留意事項

(1) 申込書に係る一切の費用は、事業者が負担するものとする。

(2) 本事業の実施内容については、本市との協議により、内容の変更を求められることがある。

- (3) 委託等先は受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (4) その他、本募集要領に定めのない事項については、本市において定める。

9 問い合わせ先

担当課：郡山市こども部保育課保育事業支援係（西庁舎3階）

住所：郡山市朝日一丁目23番7号

電話番号：024-924-3541

E-mail：hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp